第3章 介護保険事業の現状

1 介護給付等対象サービスの現状

(1) サービス種類別・要介護度別の利用状況

① 居宅サービス・介護予防サービス

居宅サービス・介護予防サービスは、要介護(要支援)状態となった場合に おいても、その利用者が可能な限り居宅において、有する能力に応じ自立した 日常生活を営むことができるよう提供されるサービスです。

居宅サービス・介護予防サービスには、(介護予防)訪問介護、(介護予防)訪問入浴介護、(介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、(介護予防)居宅療養管理指導、(介護予防)通所介護、(介護予防)通所リハビリテーション、(介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)短期入所療養介護、(介護予防)特定施設入居者生活介護、(介護予防)福祉用具貸与・購入、住宅改修及び居宅介護支援・介護予防支援があります。

■表3-1-1 サービス種類別・要介護度別の利用状況(平成23年4月利用分)

区分	事業所数	利用人員	構成比	利用率			介護	度別利用	状況		
	尹未川奴	利用八貝	伸火儿	们用午	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
訪問介護	36 か所	1,757 人	15.6 %	34.6 %	169 人	291 人	323 人	365 人	224 人	168 人	217 人
訪問入浴介護	3 か所	141 人	1.3 %	2.8 %	0 人	0 人	1人	8 人	14 人	36 人	82 人
訪問看護	16 か所	612 人	5.5 %	12.1 %	19 人	28 人	87 人	107 人	98 人	106 人	167 人
訪問リハビリテーション	7 か所	121 人	1.1 %	2.4 %	1人	7人	10 人	29 人	22 人	23 人	29 人
居宅療養管理指導	24 か所	826 人	7.3 %	16.3 %	9 人	14 人	106 人	164 人	136 人	160 人	237 人
通所介護	57 か所	3,186 人	28.4 %	62.8 %	217 人	336 人	789 人	857 人	488 人	303 人	196 人
通所リハビリテーション	12 か所	758 人	6.8 %	14.9 %	40 人	71 人	163 人	201 人	140 人	79 人	64 人
短期入所生活介護	13 か所	672 人	6.0 %	13.2 %	1人	13 人	58 人	157 人	183 人	142 人	118人
短期入所療養介護	6 か所	125 人	1.1 %	2.5 %	0人	0人	13 人	30 人	25 人	20 人	37 人
特定施設入居者生活介護	5 か所	210 人	1.8 %	4.1 %	10 人	15 人	38 人	46 人	25 人	36 人	40 人
福祉用具貸与	10 か所	2,821 人	25.1 %	55.6 %	124 人	299 人	356 人	701 人	520 人	422 人	399 人
合 計	189 か所	11,229 人	100.0 %		590 人	1,074 人	1,944 人	2,665 人	1,875 人	1,495 人	1,586 人
利用実人員		5,074 人									
福祉用具購入	10 か所	142 人			14 人	22 人	26 人	31 人	24 人	20 人	5 人
住宅改修		80 人			10 人	15 人	17 人	19 人	8 人	9 人	2 人
居宅介護支援·介護予防支援	62 か所	5,286 人			467 人	743 人	1,143 人	1,277 人	758 人	502 人	396 人

② 地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス

地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービスは、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地域の実情に対応したサービスです。

地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービスには、夜間対応型訪問介護、(介護予防)認知症対応型通所介護、(介護予防)小規模多機能型居宅介護、(介護予防)認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護があります。

■表3-1-2 サービス種類別・要介護度別の利用状況(平成23年4月利用分)

区 分	事業所数	利用人員	構成比	利用率	介護度別利用状況								
	争未仍双	们用八貝	件火儿	小川田平	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5		
夜間対応型訪問介護	0 か所	0 人	0.0 %	0.0 %			0人	0 人	0 人	0 人	0 人		
認知症対応型通所介護	6 か所	94 人	21.4 %	22.8 %	0人	0人	26 人	22 人	27 人	8 人	11 人		
小規模多機能型居宅介護	5 か所	104 人	23.7 %	25.2 %	6 人	6 人	12 人	25 人	20 人	16 人	19 人		
認知症対応型共同生活介護	12 か所	156 人	35.5 %	37.8 %		0人	25 人	51 人	47 人	19 人	14 人		
地域密着型特定施設 入居者生活介護	2 か所	49 人	11.2 %	11.9 %			6 人	9 人	12 人	12 人	10 人		
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	1 か所	36 人	8.2 %	8.7 %			0 人	4 人	6 人	14 人	12 人		
合 計	26 か所	439 人	100.0 %		6 人	6 人	69 人	111人	112 人	69 人	66 人		

[※] 要支援1、2は一部サービスの受給対象外

③ 施設サービス

施設サービスは、自宅での生活が困難な利用者や病状が安定しているが看護、 介護、リハビリを必要とする利用者が介護保険施設に入所(入院)し、生活上 のサービスや医療ケアを受けるサービスです。

なお、介護保険施設には、介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護療 養型医療施設の3種類があります。

■表3-1-3 介護保険施設入所状況(平成23年4月利用分)

区	分	事業所数	利用人員	構成比	介護度別利用状況						
	71	学 木川	耒川致 利用人貝 傾放. 		要支援	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護老人	\福祉施設	8 か所	733 人	45.3 %			23 人	65 人	159 人	222 人	264 人
介護老人	人保健施設	6 か所	822 人	50.8 %			89 人	141 人	211 人	200 人	181 人
介護療養	型医療施設	3 か所	63 人	3.9 %			0人	0 人	1人	18 人	44 人
合	計	17 か所	1,618 人	100.0 %			112 人	206 人	371 人	440 人	489 人

[※] 要支援1、2はサービスの受給対象外

(2) 保険料及び利用者負担の減免

広域連合では、低所得者対策として、平成15年度から保険料及び利用者負担 の減免制度を独自に設けています。

① 減免基準

減免基準は、次のとおりです。

- i 世帯全員が市町村民税非課税で、その世帯の年間収入が 98 万円以下 であること(世帯員2人以上の場合1人当たり32万円を加算)。
- ii 市町村民税課税者に扶養されていないこと(同一生計者を含む。)。
- iii 世帯全員の預貯金の合計が350万円以下であること(世帯員2人以上の場合1人当たり100万円を加算)。

② 減免区分及び割合

減免区分及び割合は、次のとおりです。

ア 介護保険料

- i 保険料所得段階が第1段階(生活保護受給者を除く。)及び第2段階の方は、保険料額の2分の1の額を減免します。
- ii 保険料所得段階が第3段階の方は、保険料額の3分の1の額を減免します。
- iii 上記iiのうち世帯収入が 66 万円以下(世帯員2人以上であれば1人 当たり 16 万円を加算した額)であれば、保険料額の3分の2の額を減 免します。

イ 利用者負担額

- i 保険料所得段階が第1段階(生活保護受給者を除く。)及び第2段階の方は、介護保険サービスの利用者負担額(食事にかかる標準負担額を除く。)の4分の3の額を減免します。
- ii 保険料所得段階が第3段階の方は、介護保険サービスの利用者負担額 (食事にかかる標準負担額を除く。)の2分の1の額を減免します。
- iii 上記 ii のうち世帯収入が 66 万円以下(世帯員2人以上であれば1人 当たり 16 万円を加算した額)であれば、介護保険サービスの利用者負 担額(食事にかかる標準負担額を除く。)の4分の3の額を減免します。

■表3-1-4 保険料の減免状況

減免区分及び割合		平成18年度		平月	平成19年度		成20年度	平月	成21年度	平成22年度		
濒无	及い可口	人数	減免額	人数	減免額	人数	減免額	人数	減免額	人数	減免額	
第1段階	1/2減免	6人	46,400円	0人	0円	0人	0円	0人	0円	0人	0円	
第2段階	1/2減免	54人	610,700円	63人	730,500円	64人	703,200円	59人	686,600円	51人	579,400円	
第3段階	2/3減免	0人	0円	0人	0円	0人	0円	0人	0円	0人	0円	
第3段階	1/3減免	9人	99,300円	15人	163,300円	13人	146,600円	9人	105,900円	5人	59,400円	
合	計	69人	756,400円	78人	893,800円	77人	849,800円	68人	792,500円	56人	638,800円	

■表3-1-5 利用者負担の減免状況

减免区公:	減免区分及び割合		平成18年度		平成19年度		成20年度	平	成21年度	平	成22年度
	及い司口	人数	減免額								
第1段階											
第2段階	3/4	27人	2,486,211円	27人	2,597,174円	22人	2,139,038円	26人	2,780,353円	22人	2,374,901円
第3段階											
第3段階	1/2	4人	342,951円	5人	351,921円	6人	459,202円	5人	480,644円	2人	250,004円
合	計	31人	2,829,162円	32人	2,949,095円	28人	2,598,240円	31人	3,260,997円	24人	2,624,905円

2 地域支援事業の現状

(1) 地域支援事業

高齢者が要介護状態等となることを予防し、要介護状態等となった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、平成18年4月から介護保険法第115条の44に基づき実施しています。

地域支援事業には、全保険者が行う必須事業として実施する介護予防事業及び包括的支援事業と、各保険者の判断により実施される任意事業があります。 これらの事業を高齢者のニーズや生活実態に応じて一体的に実施することで、 継続的かつ効率的なサービスの提供が可能となります。

■表3-2-1 地域支援事業の内容

介訂	雙予防事業(必須事業)	
	二次予防事業	
	二次予防事業の 対象者把握事業	65歳以上で要介護状態等となるおそれの高い状態にあると認められる二次予防事業の対象者を把握します。
	通所型·訪問型 介護予防事業	二次予防事業の対象者に運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上、閉 じこもり・うつ・認知症に対する予防・支援などの事業を行います。
	一次予防事業	高齢者全般を対象とする介護予防に関する啓発事業等を実施します。
包扣	舌的支援事業(必須事業)	
	介護予防 ケアマネジメント業務	二次予防事業の対象者が要介護状態等になることを予防するため、介護予防事業を含めた適切なサービスが心身等の状況に応じて、対象者自らの選択により包括的かつ効率的に提供されるよう、必要な援助や調整を行います。
	総合相談支援業務	高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげるなどの支援を行います。
	権利擁護業務	高齢者が、地域において尊厳ある生活を維持し、安心して生活を送ることができるよう、専門的・継続的な視点から、権利擁護のため必要な支援を行います。 (虐待の防止及び早期発見など)
	包括的・継続的ケアマネ ジメント支援業務	高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員及び地域の関係機関等との連携や在宅と施設の連携などにより、対象者の状況に応じて包括的かつ継続的に支援するためケアマネジメントを行います(支援困難事例に関する介護支援専門員への助言、地域における連携・協働の体制づくりなど)。
任意	意事業	
	介護給付等費用適正化 事業	介護(予防)給付に係る費用の適正化を図ります。(ケアプランの点検及び被保険者のコスト意識を喚起する介護給付費通知など)
	その他の事業	介護給付等費用適正化事業以外の介護保険事業の運営安定化及びその他の 高齢者が地域において自立した日常生活を送るための支援を行います。

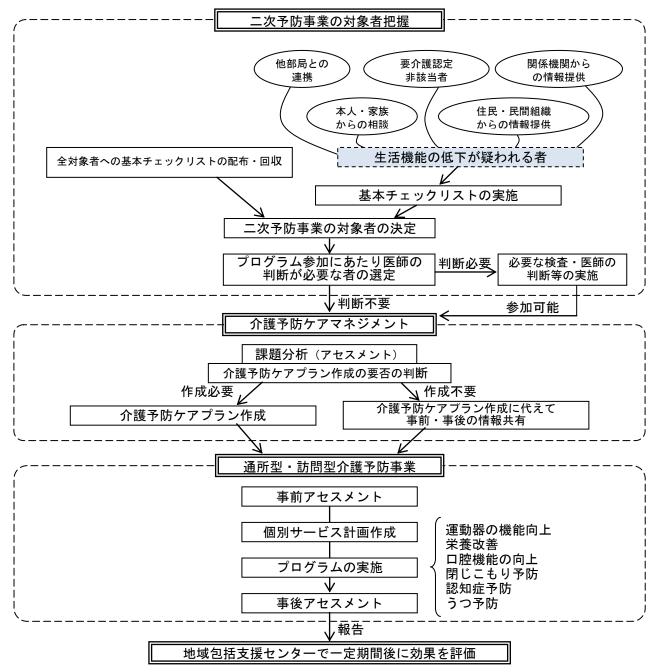
(2) 介護予防事業

高齢者が要介護・要支援状態となることの予防を目的として実施しています。 心身の状態の改善や生活機能全体の維持・向上を通じ、活動的で生きがいのあ る生活を送ることができるよう支援しています。

① 二次予防事業

主として要介護状態等になるおそれの高い状態にあると認められる 6 5 歳以上の方(二次予防事業の対象者)を対象に実施します。

■図3-2-1 二次予防事業の流れ



ア 二次予防事業の対象者把握事業

介護予防事業を効果的に実施するため、二次予防事業の対象者を把握する 事業です。なお、要介護状態等になるおそれの高い状態(生活機能低下)の 有無の確認は、基本チェックリストで行います。本事業は、当広域連合管内 の各市町保健担当部局へ業務を委託し実施しています。

■表3-2-2	二次予防事業の対象者把握事業の実績	(広域連合)
---------	-------------------	--------

区分	高齢者人口	基本チェッ	ックリスト	二次予防事業					
	同断省入口	実施者数	率	対象者数	率	参加者数	率		
平成18年度	53,866人	24,157人	44.8%	663人	1.2%	94人	0.17%		
平成19年度	56,691人	25,607人	45.2%	4,558人	8.0%	279人	0.49%		
平成20年度	59,542人	28,413人	47.7%	5,074人	8.5%	324人	0.54%		
平成21年度	61,729人	30,271人	49.0%	5,958人	9.7%	436人	0.71%		
平成22年度	63,003人	30,463人	48.4%	5,955人	9.5%	461人	0.73%		

[※] 平成19年度から二次予防事業の対象者の判定基準が変更

■表3-2-3 二次予防事業の対象者把握事業の実績(国・愛知県)

区	——— 分	基本チェックリスト	二次予	防事業
	/)	実施者割合	対象者割合	参加者割合
国の目標	票値	40~60%	8 ~ 12%	概ね5%
平成18年度	玉	_	0.6%	0.19%
十八10千尺	愛知県		0.5%	0.24%
平成19年度	玉		3.0%	0.40%
十八13千尺	愛知県	_	2.6%	0.40%
平成20年度	玉	30.7%	3.7%	0.45%
十八人	愛知県	32.2%	5.0%	0.43%
平成21年度	玉	30.1%	3.4%	0.49%
十八21十尺	愛知県	35.4%	5.4%	0.51%
平成22年度	国	29.7%	4.2%	0.53%
十八22十尺	愛知県	33.0%	6.5%	0.59%

[※] 高齢者人口に対する割合

イ 通所型介護予防事業

二次予防事業の対象者に、介護予防を目的とした教室等のプログラムを実施しています。事前に地域包括支援センターが介護予防ケアマネジメントを行い、基本チェックリストで該当する項目や、対象者の意向を踏まえて次のプログラムを選択し、個別サービス計画を作成のうえ実施します。

【プログラム内容】

● 運動器の機能向上プログラム

運動器の機能が低下している(又はそのおそれのある)対象者に、理学療法 士を中心とした専門職が協働して作成した個別サービス計画に基づき、有酸素 運動・ストレッチ・簡易な器具を用いた運動等を実施

● 栄養改善プログラム

低栄養状態にある(又はそのおそれのある)対象者に、管理栄養士を中心と した専門職が協働して作成した個別サービス計画に基づき、個別的な栄養相談 や集団的な栄養教育等を実施

● 口腔機能の向上プログラム

口腔機能が低下している(又はそのおそれのある)対象者に、歯科衛生士等を中心とした専門職が協働して作成した個別サービス計画に基づき、摂食・嚥下機能訓練や口腔清掃の自立支援等を実施

● 閉じこもり予防・支援プログラム

閉じこもりの傾向にある(又はそのおそれのある)対象者に、保健師等が外 出する機会を増やす等を目的として作成した個別サービス計画に基づき、通所 型介護予防教室や地域の趣味活動などへの参加を勧奨

● 認知症予防・支援プログラム

認知症の傾向にある(又はそのおそれのある)対象者に、保健師等が認知症 予防を目的として作成した個別サービス計画に基づき、認知機能訓練を実施す るとともに、地域の趣味活動などへの参加を勧奨

● うつ予防・支援プログラム

うつの傾向にある(又はそのおそれのある)対象者に、保健師等がうつ予防を目的として作成した個別サービス計画に基づき、心の健康相談や個別支援を 行うとともに、地域の趣味活動などへの参加を勧奨

● その他のプログラム

膝痛・腰痛対策のためのプログラム等

ウ 訪問型介護予防事業

二次予防事業の対象者で、心身の状況等により通所型介護予防事業等への 参加が困難な場合に、保健師等の訪問により、必要な相談や支援を実施して います。

■表3-2-4 関係市町における通所型・訪問型介護予防事業の開催状況(平成23年度)

市						プログ	ラムの) 項目	
計 名		事業名	ー ス 数	運 動	栄 養	口腔	閉じ こ 予 防	うつ 予防	認知第
		いきいき百歳体操教室	2	0					
	通	食事バランス大丈夫	3		0				
東海	所	脳の健康教室	2	0			0	0	0
市	型	貯筋はつらつ教室	3	0	0	0	0	0	0
		いきいき元気教室	8	0	0	0	0	0	0
	訪「	問型	随時	0	0	0	0	0	0
	' 3		通衝 獋) O					
大	通所	ごっくん 健 ロコース	2			0			
大府市	型	いきいき教室	8				0	0	0
市		健康バランス教室	5	0	0	0	0	0	0
	訪「	問 型	随時	0	0	0	0	0	0
4 Π	通	いきいきくらぶ	3	0	0	0	0	0	0
知多	所	ひだまりくらぶ	2				0	0	0
多市	型	スマイル貯筋(二個一別7事業所)) O					
	訪「	問型	随時	0	0	0	0	0	0
		男性だんらんクラブ	通年	0	0	0	0	0	0
		女性にこにこクラブ	通年	0	0	0	0	0	0
		運動アップ教室	2	0					
		ロ 腔 アップ 教 室	2			0			
_	通	おいしく健口教室	4		0	0			
東浦	所	ひだまり介護予防教室	通年	0		0	0	0	0
町	型	男性のためのらくらく筋力		プタラ	2				
			文 室	0	0	0			
		ロ 腔 アップ 教 室(個 別)	随時			0			
		運動アップ教室(個別)	随時	0					
		元気アップ(個別)	随時				0	0	0
	訪「	問型	随時	0	0	0	0	0	0

■表3-2-5 通所型・訪問型介護予防事業への参加状況(各年度末現在)

- A			- +		- -
区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
通所型介護予防事業	111人	261人	311人	418人	453人
訪問型介護予防事業	10人	18人	16人	18人	9人
介護予防事業参加実人数	94人	279人	324人	436人	461人
介護予防事業参加率 (対高齢者人口)	0.17%	0.49%	0.54%	0.71%	0.73%

[※] 通所型・訪問型事業の重複者あり

エ 二次予防事業の結果

二次予防事業の対象者把握事業の実績は、表3-2-2のとおりで、基本チェックリストの実施者割合は 44.8%から 49.0%、二次予防事業の対象者割合は 8.0%から 9.7%(平成18年度は除く。)で、表3-2-3の国の目標値に到達しています。

二次予防事業参加率は、平成18年度の0.17%から平成22年度は0.73%と増加しており、国の目標値「高齢者人口の概ね5%」に及ばないものの、国や愛知県の参加率と比較すると、平成19年度以降の実績は常に上回っています。

(ア) 二次予防事業参加者の経過

二次予防事業の参加者の、事業実施前後の経過をとりまとめると、参加者の 64.2%が、状態の改善により二次予防事業を終了しています。逆に、要支援・要介護認定を受けた(又は申請を行った)ことにより、二次予防事業を終了した方は 6.7%です。当広域連合の結果は、改善した方は国より若干少ないものの、愛知県よりは高い割合となっています。また、悪化した方の割合は国及び愛知県より低い割合です。

■表3-2-6	二次予防事業参加者の経過	(広域連合の平成 20~	-22 年度まとめ)
100 2			

	区 分	改善善	悪化	死 亡	その他	合 計
広	男	172人	20人	2人	46人	240人
域	女	295人	29人	2人	162人	488人
連合	合 計	467人	49人	4人	208人	728人
	割合	64.2%	6.7%	0.5%	28.6%	100.0%
	玉	69.5%	8.6%	0.7%	21.2%	100.0%
	愛 知 県	51.3%	9.0%	0.6%	39.1%	100.0%

※ 事業に参加し当該年度内に評価した方の延件数

(イ) 主観的健康感について

主観的健康感とは、現在の健康状態について本人の評価を確認するもので、心身の健康状態を総合的に反映できる健康評価指標です。「よい、まあよい、ふつう、あまりよくない、よくない」の分類で、介護予防事業の実施前と実施後に確認をしています。

二次予防事業への参加前後の主観的健康感を比較すると、全体的に「よい」「まあよい」と回答する方が増加し、「よくない」「あまりよくない」と回答する方が減少しています。中でも、実施前の主観的健康感が「よくない」「あまりよくない」のうち、実施後に「よい」「まあよい」と変化した方は53人(28.0%)であり、反対に実施前が「よい」「まあよい」のうち、実施後に「よくない」「あまりよくない」と回答した方は16人(6.2%)でした。

	(平成 20~22 年度まとめ)								
区分				実 カ	拖 後				
		よい	まあよい	ふつう	あまりよくない	よくない	合 計		
	よい	47人	20人	15人	3人	人0	85人		
	まあよい	40人	69人	50人	11人	2人	172人		
実施前	ふつう	67人	119人	281人	33人	5人	505人		
前	あまりよくない	11人	38人	54人	45人	8人	156人		
	よくない	1人	3人	9人	12人	8人	33人		
	合 計	166人	249人	409人	104人	23人			

■表3-2-7 二次予防事業参加者の実施前後の主観的健康感の変化 (平成20~22年度まとめ)

以上の結果より、二次予防事業の参加者の多くに改善が見られ、参加者自身が実感する主観的健康感においても、よくなったと回答する方が多いことから、二次予防事業に参加した方に関しては効果がある事業と判断できます。さらに、二次予防事業の内容は、十分に施策の目標に沿って実施されていると判断します。

② 一次予防事業

全ての第1号被保険者が、地域において自発的に介護予防活動に参加することができるよう、健康教育や健康相談等の取り組みを通じて、介護予防に関する啓発及び啓蒙事業を関係市町と協力し、連携を図りながら実施しています。

アの食予防普及啓発事業

・ 関係市町の広報紙による啓発

介護予防の啓発記事、シリーズ介護予防「はつらつだより」を年3回掲載

[※] 平成21~22年度に参加し、終了時に主観的健康感を聴取できた方の延人数

■表3-2-8 広報紙の掲載内容

掲載月	平成20年度	平成21年度	掲載月	平成22年度
7月	運動器の機能向上	介護予防を始めましょう	8月	閉じこもり予防・支援
10月	口腔機能の向上	基本チェックリストについて	11月	食を通した生きがいづくり
1月	うつ予防・支援 (こころの健康)	転倒予防 (足のお手入れ方法)	2月	口腔機能の向上

・ 啓発チラシの配布

介護予防啓発パンフレットや広報の啓発記事を活用したチラシを作成し、 介護予防教室の勧奨時や各種保健事業(健康相談、健康教室等)で利用

介護予防啓発番組制作・放映等による啓発

介護予防啓発番組を年2回作成し、当広域連合管内のケーブルテレビ網を活用し介護予防の普及啓発を実施。また、作成した啓発番組のビデオ及びD VDは、各種保健事業での活用や関係市町の窓口での貸出を実施

■表3-2-9 ケーブルテレビ番組の放映日と内容

区分	放映期間	放映回数	番組内容
平成20年度 9/15~9/30 55		55回	手軽にできる身体づくり(運動)
十八20千茂	2/15~2/29	44回	こころの健康
平成21年度	9/15~9/30	46回	介護予防をはじめよう
十成21千度	2/15~2/28	42回	転倒予防のはじめの一歩(足のお手入れ)
平成22年度	9/15~9/30	46回	食を通した生きがいづくり
十八22年戊	2/15~2/28	50回	健康生活は口からはじめよう

出前講座等の開催

関係市町において、老人クラブや高齢者サロン等を中心とした、介護予防 の出前講座等を開催

(3) 包括的支援事業

地域に住む被保険者の心身の健康の保持及び生活の安定のために、保健医療の向上及び福祉の増進に関するサービスを包括的に行う事業です。

本事業は、当広域連合管内の各地域包括支援センターへ業務を委託し実施しています。 (P. 36「2(1)日常生活圏域の設定」参照)

① 介護予防ケアマネジメント業務

基本チェックリストにより把握した二次予防事業の対象者へ、身体的・精神 的・社会的機能の維持と向上を目標として、対象者に適した介護予防プログラ ム等が包括的かつ効率的に実施されるようケアマネジメントを行っています。

② 総合相談支援業務

高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域包括支援センターを中心に地域における関係者とのネットワークを構築しています。心身の状況や生活の実態及びニーズを把握し、相談を受け、保健・医療・福祉サービスの利用につなぐ等の支援を行います。

■表3-2-10 相談者実人数

×	5 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
相談者	実人数	4,133人	6,318人	7,476人	6,092人	7,005人
うち	虐待事例	58人	145人	129人	146人	156人

■表3-2-11 相談延件数

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
利用者・家族・親族等を対象とした相談等	15,093件	24,223件	27,860件	25,450件	28,150件
① 電話	5,919件	11,224件	13,409件	12,085件	13,117件
② 来所	1,054件	1,776件	2,022件	1,700件	1,946件
③ 訪問	7,122件	9,740件	11,047件	10,033件	11,027件
④ メール・FAX等	66件	108件	108件	237件	193件
⑤ サービス担当者会議	932件	1,375件	1,274件	1,395件	1,867件
関係者・関係機関等を対象とした相談等	10,113件	17,256件	22,478件	19,274件	23,193件
⑥ 連絡調整等	8,815件	14,635件	19,486件	16,444件	20,073件
⑦ 協議	1,195件	2,473件	2,865件	2,660件	2,942件
⑧ サービス担当者会議	103件	148件	127件	170件	178件
合 計	25,206件	41,479件	50,338件	44,724件	51,343件

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
相談支援	9,649件	17,019件	23,580件	20,170件	24,314件
情報提供	3,011件	9,782件	9,800件	7,985件	8,781件
申請代行	577件	988件	891件	967件	1,109件
他機関連絡•調整	7,881件	16,382件	21,111件	17,592件	20,643件
その他	2,016件	3,106件	2,235件	2,796件	3,860件
合 計	23,134件	47,277件	57,617件	49,510件	58,707件

③ 権利擁護業務

判断能力が不十分なため日常生活に困難を生じている、又は虐待を受けている(疑いも含む。)等の高齢者が、地域において尊厳ある生活を営むことができるよう、専門的・継続的な視点から支援を行います。

日常生活自立支援事業や成年後見制度などの権利擁護に関する制度の情報提供、地域の様々な関係者によるネットワークの構築を図ることで、高齢者虐待の早期発見に努めています。

■表3-2-13 権利擁護に係る相談延件数

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
虐待に関すること	577件	1,219件	955件	1,177件	1,421件
消費者被害に関すること	69件	164件	107件	87件	122件
成年後見制度等に関すること	184件	451件	386件	472件	728件
合 計	830件	1,834件	1,448件	1,736件	2,271件

④ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

地域において、介護支援専門員や介護サービス事業所及び高齢者福祉に係る多職種相互の協働等による連携、協力体制の整備など、包括的かつ継続的なケア体制を構築しています。また、地域の介護支援専門員等に対して、日常的個別相談や、困難事例等の相談・指導・助言を行っています。

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
介護支援専門員等への指導・助言	524件	772件	970件	927件	1,194件
同行訪問	179件	221件	204件	266件	249件
サービス担当者会議等への同席	259件	187件	146件	146件	149件
合 計	962件	1,180件	1,320件	1,339件	1,592件

■表3-2-14 支援困難事例等に係る対応延件数

(4) 任意事業

① 介護給付等費用適正化事業

介護(予防)給付について、真に必要な介護サービス以外の不要なサービスが提供されていないかの検証や制度の趣旨の徹底や良質な事業展開に必要な情報の提供等により、適切なサービスを提供できる環境の整備を図るとともに、介護給付等費用の適正化のための事業を実施しています。

当広域連合では、主要介護給付等費用適正化事業「厚生労働大臣が定める主要介護給付等費用適正化事業を定める件(平成20年厚生労働省告示第31号)」に基づく主要5事業のすべてを実施しています。

ア 認定調査状況チェック

指定居宅介護支援事業者、施設又は介護支援専門員が実施した更新認定、 又は変更認定に係る認定調査の内容を職員等が点検しています。

イ ケアプランの点検

平成21年度から、給付適正化ソフトにより認定情報と給付実績を照合し一見サービスが偏っているように思える利用又は認定情報からは想定しにくいサービスを利用しているなど、ケアプラン点検の対象となる居宅介護 (予防)サービス計画を抽出し、対象の居宅介護 (予防)支援事業所に照会しています。

さらに、必要に応じて居宅介護支援事業所へ出向き、実地確認によるケア プランの点検も行っています。

当広域連合では、ケアプラン点検を通して、介護保険制度の基本理念である「自立支援」を根底としたケアプランの作成を介護支援専門員へ促すことも目的としています。

■表3-2-15 ケアプラン点検延件数

区分	平成21年度	平成22年度
点検対象プラン抽出件数	400件	471件
ケアプラン点検件数	363件	390件
実地確認件数	1件	26件

[※] 平成21年度から実施

ウ 住宅改修等の点検

住宅改修費(介護予防住宅改修費)の請求者宅の実態確認、利用者の状態確認、工事見積書の点検及び竣工後の訪問調査等により、施工状況の点検を行っています。また、必要に応じて福祉用具の利用者に対する訪問調査等を実施し、福祉用具の必要性や利用状況等の点検を行い、適正な給付となっているか確認しています。

エ 医療情報との突合・縦覧点検

後期高齢者医療及び国民健康保険の医療情報と介護保険の給付情報を突合 し、疑義のある対象者の給付実績を対象サービス事業者に確認しています。

才 介護給付費通知

利用者本人又は家族に対して、サービスの請求状況や費用等について介護 保険から給付される金額を本人が再確認することで適正利用を意識できるよ うにするため、介護給付費通知書を送付しています。

② 家族介護支援事業

認知症高齢者見守り支援事業として、地域包括支援センターや関係市町の福祉及び保健担当部局等と連携し、高齢者の権利擁護に関するパンフレットの配布を行っています。

③ その他の事業

「①介護給付等費用適正化事業」、「②家族介護支援事業」の他に、次の介護保険事業運営の安定化のための事業を実施しています。

ア 介護支援専門員等の研修事業

介護支援専門員及び介護職員の資質向上と適切な介護マネジメントの実施のため、研修会を適時実施しています。

■表3-2-16 介護支援専門員等研修会参加者数

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度
開催回数	11回	12回	12回
延参加者数	584人	630人	692人

イ 福祉用具・住宅改修研修事業

利用者への適切な福祉用具・住宅改修の活用を図るため、介護支援専門員に対し、福祉用具・住宅改修に関する知識の向上を目的とした研修会を実施しています。